

松江市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

松江市介護保険条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 142 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(口座振替等)</p> <p>第 22 条 口座振替の方法により保険料を納付することとしている第 1 号被保険者_____</p> <p>_____への通知は、様式第 20 号による。</p> <p>様式第 21 号 削除</p>	<p>(口座振替等)</p> <p>第 22 条 口座振替の方法により保険料を納付することとしている第 1 号被保険者<u>(以下この条において「口座振替等による保険料納付被保険者」という。)</u>への通知は、様式第 20 号による。</p> <p><u>2 口座振替等による保険料納付被保険者について、当該預金口座又は貯金口座の残高不足、解約その他の理由により保険料が納付されなかった場合の通知は、介護保険料口座振替不能通知書(様式第 21 号)による。</u></p> <p>様式第 21 号 <u>別紙のとおり</u></p>

松江市長
氏 名



介護保険料口座振替不能通知書

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
-------------	--	-------------	--

振替不能の保険料額

賦 課 年 度		調 定 年 度	
期 別		金 額	
振替できなかつた理由			
備 考			

振替不能となった口座情報

金 融 機 関			
口 座 種 目		口 座 番 号	
口 座 名 義 人			

(お問合せ先)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。